

令和8年度 阿賀野市

ブロック塀等安全対策支援事業

ご利用の手引き（募集要項）



阿賀野市イメージキャラクター
「ごずっちょ」

受付期間 令和8年5月25日（月）～11月30日（月）

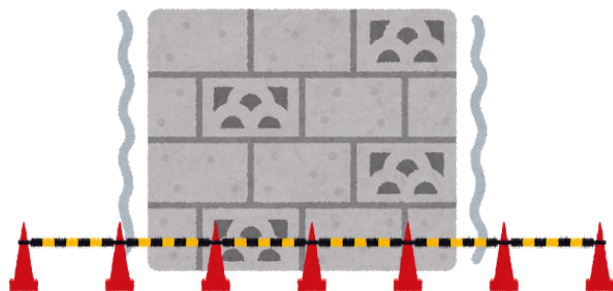
（土日、祝日を除きます）

※予算枠に達した場合は、受付を終了します。

※令和9年2月26日（金）までに工事が完了し、実績報告の提出が可能な工事を対象とします。

1 阿賀野市ブロック塀等安全対策支援事業補助金の概要

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止し、避難路等の安全を確保することを目的として、ブロック塀等の安全対策を行う方に対し、その費用の一部を補助します。



2 補助対象者（次の全てに該当する方）

- ① 市内にあるブロック塀等の所有者または管理者
- ② 市税を滞納していない方
- ③ ブロック塀等の撤去、改修、建替えが公共補償等によらない方
- ④ 過去にこの補助金を受けていない方

3 補助対象となるブロック塀等（次の全てに該当する方）

- ① 個人が所有するもの、または管理するもの
※法人が所有、管理するものは対象外です
- ② 避難路等の沿道または避難地に隣接する敷地にあるもの
- ③ ブロック塀等点検調査表により倒壊の危険性があると判断されたもの

4 補助対象工事（次の全てに該当するもの）

- ① 高さ1 m以上のブロック塀等の撤去、改修または建替え工事
- ② 過去に同じ敷地内で実施した工事に、この補助金を利用していないこと

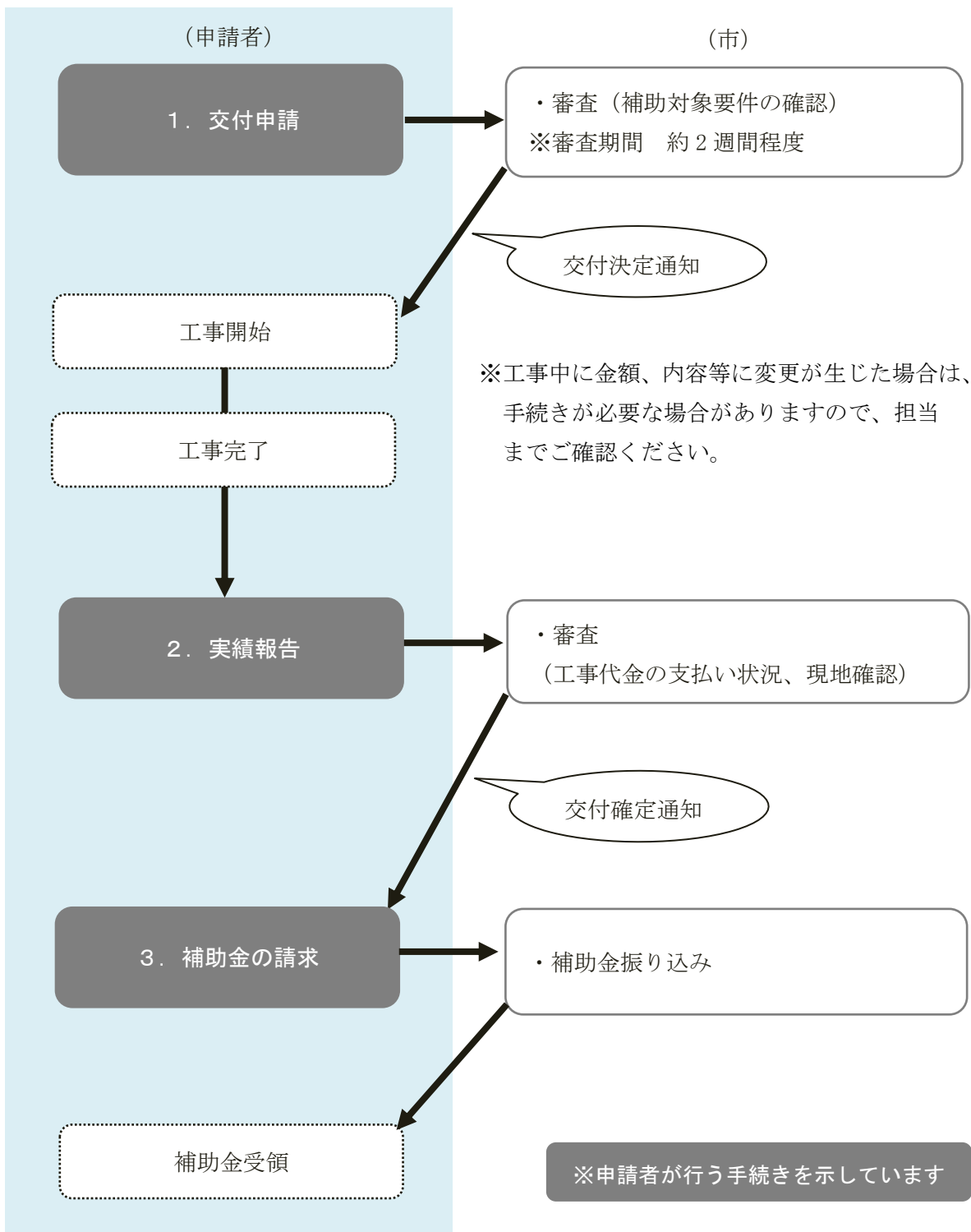
5 補助金の額

$$\text{補助金額} = \text{補助対象工事に要する経費} \times 2/3 \text{ (上限 15 万円)}$$

補助対象工事に要する経費が22.5万円以上で、補助上限額15万円になります。

6 手続きの流れ

補助金の交付を受けようとする方は、以下の手続きが必要です。



7 手続き方法と必要書類

1. 交付申請

補助金の交付を受けようとする方は、受付期間内に次の必要書類を提出してください。

補助対象者に該当するかどうか、補助対象工事であるかどうか等を確認します。

審査の上、補助金の交付、不交付を決定し、交付決定通知書（第4号様式または第5号様式）でお知らせします。

補助金の交付決定前に工事に着手した場合は、補助金の交付対象外となりますのでご注意ください。

○受付期間 令和8年5月25日（月） ～ 令和8年11月30日（月）

○必要書類

交付申請書（第3号様式）

固定資産税（土地・家屋）課税明細書の写し

<固定資産税（土地・家屋）課税明細書とは？>

固定資産課税台帳に記載されている土地、家屋の一覧で、阿賀野市税務課が所有者または納税義務者に毎年送付している「固定資産税納税通知」に同封されています。

※固定資産税（土地・家屋）課税明細書がない方は、阿賀野市税務課または各支所で「土地・家屋名寄帳」を取得してください。取得には、交付手数料がかかります。所有者以外の方が取得される場合は、委任状が必要です。

工事見積書（金額と内訳がわかるもの）

ブロック塀等の写真

（ブロック塀等の全景とブロック塀等点検調査表でチェックがついた箇所がわかるもの）

※補助対象工事とするブロック塀が複数箇所ある場合は、それぞれについて写真を添付してください。

ブロック塀等の工事内容がわかる図面等

位置図（住宅地図など）

ブロック塀等点検調査表（第1号様式または第2号様式）

ブロック塀等の所有者の同意書（申請者とブロック塀等の所有者が異なる場合）

○提出先 **阿賀野市役所 産業建設部 建設課 都市計画建築係（本所3階）**

2. 実績報告

工事完了後は、速やかに下記の必要書類を提出してください。

現地確認および書類審査のうえ、補助金の額を確定します。補助金額の確定後、確定通知書（第9号様式）にてお知らせします。

○提出期限 **令和9年2月26日（金）**

○必要書類

実績報告書（第8号様式）

工事代金の請求書

※交付申請時に提出した工事見積書を金額が変更となっている場合は、請求金額の内訳がわかる書類も提出してください。

工事代金の支払いが確認できる書類

※工事代金の支払いが確認できる書類の例：領収書、振り込みの控えなど

写真（工事実施中、完了後）

※工事実施中の写真は、法で定められた基準で鉄筋が入っている状況がわかるものなど、構造基準に適合していることがわかるものを提出してください。

竣工図面（改修または建替えの場合）

廃材のリサイクル、処分等を適正に行った旨の報告書、またはマニフェストの写し

3. 補助金の請求

補助金額の確定後、補助金の交付請求が必要です。補助金の請求書（第10号様式）を提出してください。

なお、補助金は申請者名義の口座に振り込みますので、口座情報を正確にご記入ください。口座情報が誤っていると、補助金の振り込みに時間を要する場合があります。

4. その他

○工事内容の変更・中止があった場合

工事費が増減する場合、工事を中止する場合等は、変更等の手続きが必要なことがあります。事前にご相談の上、（内容変更・中止）届出書（第6号様式）に変更内容がわかる書類を添えて提出してください。

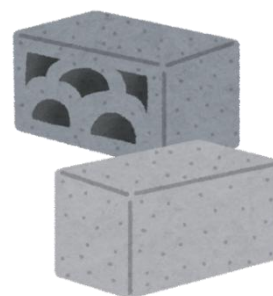
※変更内容がわかる書類の例：変更後の見積書、図面など

○補助金の返還について

虚偽その他の不正により補助金の交付を受けたとき、または交付条件に反したときは、期間を定めて補助金の全部または一部の返還を命じることがあります。

8 用語の意義

用語	意義
ブロック塀等	コンクリートブロック、レンガ、石材等を用いた組積造の塀（補強コンクリートブロック造を含む。）
避難路等	住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る経路および通学路をいう。
撤去	既存のブロック塀等の全部を解体し、撤去すること
改修	既存のブロック塀等を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）で定められた構造基準に適合するよう補修し、または一部を取り除くこと
建替え	既存のブロック塀等を撤去し、その後に施行令で定められた構造基準に適合するブロック塀等を新設すること



9 問い合わせ先

ブロック塀等安全対策支援事業補助金に関することは、下記までお気軽にご相談ください。

阿賀野市役所 産業建設部 建設課 都市計画建築係
〒959-2092 新潟県阿賀野市岡山町10番15号
TEL: 0250-61-2480 (建設課直通)
FAX: 0250-61-2037
E-mail: toshikeikaku@city.agano.niigata.jp

